

## 9 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

自殺総合対策推進センターの調査によると、都道府県及び政令指定都市において把握されている自殺対策に取り組む民間団体は760団体であり、このうち行政からの補助（委託を含む）を受けている団体の割合は52.6%である。

これらの民間団体の取組のすべてを紹介することは紙幅の都合上困難であるが、一部については、本白書のコラムにおいて別途紹介しているので参照されたい。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、約70団体が協賛団体に名を連ねており、期間中に様々な取組が行われた。

### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

厚生労働省自殺対策推進室では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを作成し、ホームページ上に掲載している。また、平成27年11月に、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。自殺予防総合対策センターにおいて、平成18年から全国レベルでの「自

殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。また、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を行っているほか、我が国における科学的根拠に基づく自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的として、平成25年2月に発足した「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進のためのコンソーシアム」準備会においても、民間団体への加盟を呼びかけている。

### (2) 地域における連携体制の確立

厚生労働省自殺対策推進室では、平成28年6月と29年2月に全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図っている。

厚生労働省では、平成21年度より、各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制を作る拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を、各都道府県・指定都市において実施し、平成28年度からは、「地域自殺対策推進センター運営事業」として、各都道府県・指定都市に地域自殺対策推進センターを設置し、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

また、平成20年度からは、内閣府、厚生労働省、自殺総合対策推進センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取組状況に関する調査」等を行い、その結果を公表している。

なお、厚生労働省は、平成28年度から、自殺対策を推進する中核的機関（シンクタンク）として「自殺総合対策推進センター」の設置を通じて、自殺対策のPDCAサイクルを効果的实施、国や地方公共団体へのエビデンスの提供及び民間団体を含めた地域の自殺対

策を支援する機能を強化し、エビデンスに基づく政策展開（evidence-based programs）を推進している。

同センターの司令塔機能の強化を通じて、自殺研究の活動、自殺対策の蓄積・分析を通じた政策提言が行われている。

都道府県・政令指定都市において把握している自殺対策に取り組む民間団体の数

都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等をしている数	都道府県・政令指定都市名	民間団体数	補助・委託等をしている数
北海道	4	4	福井県	14	3	山口県	19	6	横浜市	18	3
青森県	16	9	山梨県	13	7	徳島県	11	7	川崎市	4	3
岩手県	42	14	長野県	8	7	香川県	8	8	相模原市	18	1
宮城県	14	11	岐阜県	8	6	愛媛県	13	4	新潟市	11	2
秋田県	17	15	静岡県	5	2	高知県	11	11	静岡市	4	0
山形県	6	5	愛知県	11	11	福岡県	8	4	浜松市	5	4
福島県	17	7	三重県	19	14	佐賀県	17	5	名古屋市	9	4
茨城県	20	13	滋賀県	8	8	長崎県	18	7	京都市	15	2
栃木県	8	2	京都府	23	10	熊本県	10	6	大阪市	11	0
群馬県	24	8	大阪府	25	10	大分県	14	4	堺市	7	0
埼玉県	11	10	兵庫県	17	9	宮崎県	18	15	神戸市	9	6
千葉県	10	5	奈良県	6	2	鹿児島県	27	9	岡山市	5	1
東京都	12	10	和歌山県	3	3	沖縄県	7	6	広島市	10	2
神奈川県	27	13	鳥取県	3	2	札幌市	15	3	北九州市	5	2
新潟県	20	20	島根県	2	2	仙台市	9	3	福岡市	9	2
富山県	19	13	岡山県	7	4	さいたま市	5	3	熊本市	28	3
石川県	45	1	広島県	14	1	千葉市	3	2	合計※注	800	372

注) 各地方公共団体から重複して回答があった団体があるため、全都道府県・政令指定都市の総和とは一致しない。

資料：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺総合対策推進センター「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査報告書（平成28年度）」より厚生労働省作成

### (3) 民間団体の電話相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

このような団体の活動は、英国等において50年以上の歴史を有しているが、「いのちの電話」は、日本においては昭和46年10月1日

に「いのちの電話（東京）」として発足し、48年に社会福祉法人として認可を得ている。その後東京英語、関西、沖縄、北九州が設立され、52年には電話相談事業の振興に寄与するとともに、調査・研究及び教育・啓発の活動を行うことを目的に「日本いのちの電話連盟」が発足した。

現在「いのちの電話」は全国に拡大し、41都道府県において49センター3分室が設置され、平成28年6月現在で電話相談員数は約

6,500名、電話設置台数138台、27年の年間相談件数は70万4,904件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには研修を受け、いのちの電話相談員の認定を受けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

厚生労働省では、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を行う「自殺防止対策事業」を平成21年度から実施しており、電話相談員の人材育成等の事業を行う団体等がその対象となっている。

厚生労働省自殺対策推進室では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

#### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

厚生労働省自殺対策推進室では、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。また、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」において、民間団体からの取組事例の発表を行った。

また、厚生労働省では、前述の「自殺防止対策事業」により、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を講じている。

自殺総合対策推進センターでは、日本司法書士連合会、日本社会福祉士会、生活困窮者支援の民間団体などと連携して、精神保健的支援と社会的支援の連携に取り組んだ。

## 東京都荒川区における取組について

### 若年世代の自殺予防相談事業 ～BONDプロジェクト@あらかわ相談室～

#### 〈荒川区の自殺予防事業〉

東京都23区の東北部にある荒川区は、下町の風情を残しながらも、再開発により高層住宅が建ち、人口はゆるやかに増加している。

平成22年度から開始した自殺予防事業として特筆できるのは、自殺未遂者支援事業である。この取組は日本医科大学病院と東京女子医大東医療センター等の高度救命救急センターと連携し、28年度末までに126例を支援した。自殺既遂者には男性が7割弱を占めるのは全国と同様の傾向であるが、当区で実施している自殺未遂者支援の対象者は女性の方が多く、54%を占めている。

自殺未遂を繰り返すうちに既遂に至る事例が多いことも分かってきた。そこで、荒川区では、若年世代の自殺予防に取り組むことで、自殺者数を減らすことができるのではないかと考えた。

#### 〈BONDプロジェクト@あらかわ相談室〉

若年世代の自殺者数を減らすためには、自殺の背景要因となる自殺未遂者を支援することと、生きづらさを抱える若者を支援することが予防に効果があると考えた。10歳代から30歳代の若者は行政の窓口の相談につながりにくいため、SNSを活用した相談手段と夜間や休日に相談できる新たな取組の必要性を痛感していた。

NPO法人BONDプロジェクトは渋谷を中心に、自殺念慮・自傷行為・性被害・こころの不調などの生きづらさを抱えた若者を対象に、メール・電話・面接相談、繁華街での声掛け活動を行い、関係機関と連携し、アウトリーチ型の相談支援をしている団体である。平成26年度に、この手法を荒川区に取り入れるために、当該NPO法人に委託し、日暮里で相談室を開設している。その実績は【図表1】及び【図表2】に示した。また、相談の様子は【資料1】とおりでである。

3年間の取組の成果としては、生活困窮、被虐待で自宅に戻れない、また家族関係が悪く、住民票や保険証の手続きができない若者などの相談支援をしている点である。処遇に当たっては本人同意を得た上で介入し、同行支援（寄り添い型支援）や区内外の多機関との連携を図っている。特に法的支援の対象になりにくい若者の問題解決のためには、民間団体が行政の狭間を埋める役割を担っている。

また、自殺予防講演会、教員対象の研修会、更生保護女性会などの団体に対する普及啓発活動においても、区は多機関と協働体制をとっている。

#### 〈若者支援の成果と課題〉

次に課題となっていることは、安心して過ごし集える居場所がないことである。高齢者や生活困窮者などの居場所は地域にできてきているが、若年層の居場所は開設されていないのが現状である。今後は荒川区という限定したエリアでなく、若者支援の場を広域で設置していくことが課題である。

次に就労の問題である。生きづらさを抱えた若年世代の女性は自己肯定感が低く、適切な仕事の内容と就労場所を選ばないで、安易に収入を得られる危険で不安定な仕事に就く傾向があるため、就労支援策も重要である。

最後に全国の自殺者数は年々減少しているが、荒川区においても平成23年には53人（自殺率27.98）であったが、平成28年には27人（自殺率12.78）に減じている。しかしながら、若年世代の自殺者数は増減を繰り返しており、引き続き若年世代の自殺予防相談事業を推進していく必要がある。

〈ホームページ〉

NPO法人BONDプロジェクト <http://bondproject.jp>

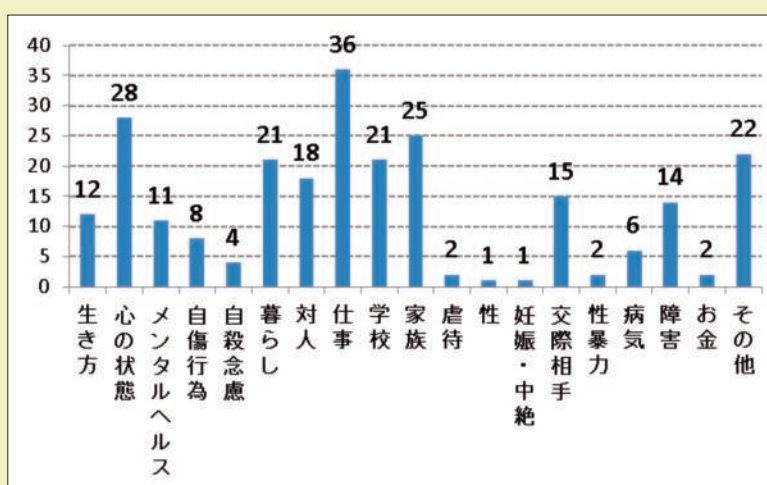
荒川区の自殺予防事業

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kenko/shogaisha/kenkoujouhou/index.html>

【図1】 BONDプロジェクト@あらかわ相談室の実績 件

	相談数	内 訳		メール
		電話相談	面 接	
28年度	1,505	1,256	249	12,795
27年度	1,461	1,277	184	13,341
26年度	1,061	890	171	13,471

【図2】 面接相談の主訴（平成28年度） N=249



【資料1】



東京都荒川区福祉部障害者福祉課 与儀 恵子